

広島高裁総第326号

令和6年4月18日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

広島高等裁判所長官

令和6年度裁判官の配置等の定めについて

(平成6年7月22日付け総一第182号に基づく報告)

当庁における標記の定め(4月15日現在)は、別添のとおりです。

令和6年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割

令和5年12月8日
改正 令和5年12月22日
令和6年1月12日
令和6年1月17日
令和6年1月24日
令和6年3月11日
令和6年4月9日
広島高等裁判所

第1 部の構成及び裁判官の配置

本庁に第1部、第2部、第3部、第4部及び特別部を、岡山支部に第1部及び第2部を置き、裁判官を別表の1のとおり配置する。

第2 裁判事務の分配

1 本 庁

広島高等裁判所の権限に属する事件は、岡山支部及び松江支部において取り扱うものを除き、次のとおり本庁の各部において取り扱う。

(1) 民事及び行政事件等

ア 民事上告事件は、別に定めるものを除き、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

イ 控訴事件（差戻事件を含む。）は、別に定めるものを除き、次の事件種別及び記録冊数で区分し、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

(ア) 事件種別

a 労働関係事件

- b 医療関係事件
- c その他の通常事件
- d 行政事件

(イ) 記録冊数

- a 4冊未満のもの
- b 4冊以上10冊未満のもの
- c 10冊以上のもの

ウ 抗告事件（差戻事件及び家事の抗告事件を含む。）は、別に定めるものを除き、次の事件種別で区分し、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。ただし、家事審判事件のうち、子の引渡しの審判事件又は子の監護者の指定・変更の審判事件とこれを本案とする審判前の保全処分の事件についての各審判が同一の日にされた場合に限り、それらの審判に対する各抗告事件は、先に受理された事件の係属する部に分配する。この場合においては、それらを合わせて1件として取り扱う。

(ア) 配偶者暴力等に関する保護命令事件

(イ) その他の事件

エ 民事事件及び行政事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の裁判に対する抗告事件（差戻事件を含む。）は、別に定めるものを除き、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

オ その他の民事及び行政に関する事件（差戻事件を含む。）は、別に定めるものを除き、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

カ 控訴事件及び抗告事件のうち記録冊数20冊以上のものについては、

イ、ウの規定にかかわらず、事件種別に関係なく、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

キ 地方自治法第242条の2第1項第4号の規定による訴訟（以下「4号訴訟」という。）の控訴事件について損害賠償若しくは不当利得返還の請

求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2の2第5項の規定による訴訟の控訴事件及びこれらの規定による訴訟を本案とする仮差押え又は仮処分 of 抗告事件については、4号訴訟の判決を言い渡した部に分配する。

ク 再審事件並びに上告提起、上告受理申立、特別上告提起、特別抗告提起及び許可抗告申立の各事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 雑事件で本案事件に付随するものは、本案事件が係属する部又は終局した部に分配する。

コ 雑事件及び不服申立事件（再審事件を含む。）で本案事件が係属していないものは、事件の種別にかかわらず、受付順に第2部、第3部、第4部の順序に分配する。

サ アからカまで及びコに従って受付順に分配する事件について、分配を受けるべき部に除斥原因のある裁判官（差戻事件の場合における原裁判をした裁判官を含む。）がいるときは、その事件は、次の受付順に当たる他の部に分配する。

この場合には、後者の部が直近に分配を受けるべき事件（事件種別及び記録冊数による区分を同じくするもの。）を前者の部に分配する。

シ アからカまで及びコに従って受付順に分配された事件について、分配を受けた部の裁判官に除斥原因が生じ、又は発見されたためその部において取り扱うことが相当でないと認められるときは、第2部から第4部までの協議により、これを他の部（第2部から第4部までに限る。）に移すことができる。

事件を移した場合には、サの後段の例による。

ス 関連する事件が異なる部に分配されたときは、関係各部の協議により、先に受理された事件の係属する部に事件を移すことができる。ただし、関係各部の協議により、これと異なる取扱いをすることを妨げない。

事件を移した場合には、サの後段の例による。

- (2) 刑事の控訴事件及び抗告事件（少年の抗告事件を含む。以下同じ。）、刑事事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反の裁判に対する抗告事件、刑事訴訟法第38条の4の過料の裁判に対する抗告事件、抗告受理申立事件、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の裁判に対する抗告事件その他の刑事に関する事件（差戻事件を含む。）は、別に定めるものを除き、第1部に分配する。
- (3) 裁判所法第16条第4号の事件及び裁判官分限法第3条第1項の事件は、特別部に分配する。

2 岡山支部

広島高等裁判所の権限に属する事件（裁判所法第16条第3号及び第4号の事件、裁判官分限法第3条第1項の事件、民事に関する再抗告事件並びに差戻事件を除く。3において同じ。）のうち、岡山地方裁判所及び岡山家庭裁判所の管轄区域内の事件を、次のとおり取り扱う。

- (1) 民事（労働関係事件を除くその他の通常事件）の控訴事件は、受付順に、第2部、第1部の順序に65、35の割合で分配する。ただし、記録冊数20冊以上のもの及び地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟の控訴事件については、第2部に分配する。

民事（労働関係事件）及び行政の控訴事件、民事及び行政の抗告事件、民事事件及び行政事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の裁判に対する抗告事件その他の民事及び行政に関する事件は、第2部に分配する。

- (2) 刑事の控訴事件及び抗告事件、刑事事件についてした法廷等の秩序維持に関する法律違反の裁判に対する抗告事件、抗告受理申立事件、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の裁判に対する抗告事件その他の刑事に関する事件は、第1部に分配する。

(3) 1の(1)のクからスまでの規定は、岡山支部について準用する。

3 松江支部

広島高等裁判所の権限に属する事件のうち、鳥取地方裁判所及び鳥取家庭裁判所の管轄区域内並びに松江地方裁判所及び松江家庭裁判所の管轄区域内の事件を取り扱う。

4 その他

(1) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件で、審判その他の手続をした部又は裁判官において自ら裁判をしない場合には、請求により、他の部（本庁第1部については同第4部、同第2部については同第3部、同第3部については同第2部、同第4部については同第1部、松江支部については本庁の部とする。以下の(2)、(3)についても同じ。）に分配する。

(2) 法廷等の秩序維持に関する法律第5条第4項の異議申立事件は、原裁判をした部又は裁判官において異議を相当とする場合のほかは、他の部に分配する。

(3) 裁判官又は裁判所書記官に対する除斥及び忌避の申立事件は、他の部に分配する。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則第8条第4項による除斥の申立事件は、本庁及び岡山支部については、それぞれ第1部に分配する。

(4) 刑事訴訟法第428条第2項の異議申立事件は、原裁判をした部又は裁判官において異議を相当とする場合のほかは、他の部（本庁については、第2部、第3部、第4部の順序、松江支部については、本庁第1部とする。）に分配する。

控訴棄却の決定に対する異議申立事件について、分配を受けた部が異議を相当とする決定をした場合は、その部において本案事件を取り扱う。

(5) 1の(1)のシの場合（2の(3)において準用する場合を含む。）を除き、分配

された事件をその部において取り扱うことが相当でなく、かつ、第3により代理することも相当でないと認められるときは、常置委員会の議により、これを他の部に移すことができる。

分配された事件を本庁又は支部において取り扱うことが相当でないと認められるとき（管轄区域上明らかに回付が相当と認められる場合を除く。）も、これに準ずる。

本庁各部相互間において事件を移した場合には、1の(1)のサの後段の例による。

- (6) (4)の後段により本案事件の分配を受けたときは、その事件1件につき民事に関する控訴事件（記録冊数4冊未満のもの。）1件の割合で事件の分配を減ずる。

5 未済事件の処理

本庁及び岡山支部の各部並びに松江支部の各未済事件は、当該部又は支部において処理する。

第3 裁判事務の代理順序

1 本 庁

- (1) 裁判長である裁判官に差し支えがあるときは、その部の判事補でない他の裁判官（別表の1の(1)の順序による。）又は長官の指名する裁判官が代理する。
- (2) 特別部以外の各部の裁判官に差し支えがあつて合議体を構成できないときは、他の部の裁判長でない裁判官（別表の1の(1)の順序による。）が、次の表の順序により代理する。

差 し 支 え 部	代 理 部 及 び 順 序
第 1 部	第2部、第3部、第4部
第 2 部	第3部、第4部、第1部

第 3 部	第 4 部、第 2 部、第 1 部
第 4 部	第 2 部、第 3 部、第 1 部

(3) 一の部の裁判官全員に差し支えがあるときは、他の部が、(2)の表の順序により代理する。

2 岡山支部

(1) 裁判長である裁判官に差し支えがあるときは、その部の判事補でない他の裁判官（別表の1の(2)の順序による。）又は支部長の指名する裁判官が代理する。

(2) 各部の裁判官に差し支えがあつて合議体を構成できないときは、他の部の裁判官で、支部長の指名するものが代理する。

(3) 一の部の裁判官全員に差し支えがあるときは、他の部が代理する。

(4) 代理すべき他の部の裁判官全員に差し支えがあるときは、本庁の裁判長でない裁判官で、長官の指名するものが代理する。

3 松江支部

(1) 裁判長である裁判官に差し支えがあるときは、同支部の判事補でない裁判官（別表の1の(3)の順序による。）が代理する。

(2) 同支部の裁判官に差し支えがあつて合議体を構成できないときは、本庁の裁判長でない裁判官で、長官の指名するものが代理する。

第4 開廷日割

別表の2のとおりとする。ただし、必要に応じ他の曜日に開廷することができる。

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えがあるときは、次の順序により代理する。

判 事	森	浩 史
判 事	脇	由 紀

判 事 高 宮 健 二

判 事 倉 地 真 寿 美

2 本庁及び岡山支部の部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、その部の裁判官が別表の1に掲げる順序により代理する。

3 岡山支部長に差し支えがあるときは、次の順序により代理する。

判 事 柴 田 厚 司

判 事 木 村 哲 彦

4 松江支部長に差し支えがあるときは、次の順序により代理する。

判 事 徳 井 真

判 事 森 里 紀 之

附 則（令和5年12月8日）

この定めは、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日）

この定めは、令和6年1月5日から施行する。

附 則（令和6年1月12日）

この定めは、令和6年1月16日から施行する。

附 則（令和6年1月17日）

この定めは、令和6年1月18日から施行する。

附 則（令和6年1月24日）

この定めは、令和6年1月28日から施行する。

附 則（令和6年3月11日）

この定めは、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月9日）

この定めは、令和6年4月10日から施行する。

附 則（令和6年3月11日）

この定めは、令和6年4月11日から施行する。

(別表)

1 裁判官の配置

(1) 本 庁

第1部 裁判長	判 事	森 浩 史
	判 事 (代行)	今 井 輝 幸
	判 事	竹 内 大 明
	判 事	家 入 美 香
第2部 裁判長	判 事	高 宮 健 二
	判 事	財 賀 理 行
	判 事	財 津 陽 子
	判 事	奥 俊 彦
第3部 裁判長	判 事	倉 地 真寿美
	判 事	山 口 格 之
	判 事	阿 保 賢 祐
	判 事	岸 田 二 郎
第4部 裁判長	判 事	脇 由 紀
	判 事	中 村 仁 子
	判 事	伊 藤 拓 也
特別部 裁判長	高等裁判所長官	
		中 山 孝 雄
	判 事	森 浩 史
	判 事	脇 由 紀
	判 事	高 宮 健 二
	判 事	倉 地 真寿美
	判 事	山 口 格 之

(2) 岡山支部

第 1 部	裁判長	判 事	柴 田 厚 司
		判 事	中 畑 啓 輔
		判 事	大 門 宏 一 郎
第 2 部	裁判長	判 事	河 田 泰 常
		判 事	木 村 哲 彦
		判 事	國 屋 昭 子
		判 事 (兼)	中 畑 啓 輔
		判 事 (兼)	大 門 宏 一 郎

(3) 松江支部

裁判長	判 事	松 谷 佳 樹
	判 事 (代行)	三 島 恭 子
	判 事 (代行)	芹 澤 俊 明
	判 事	徳 井 真
	判 事	森 里 紀 之

2 開廷日割

(1) 本 庁

第 1 部	月、火、木
第 2 部	火、金
第 3 部	月、火、水
第 4 部	月、火、木
特 別 部	随 時

(2) 岡山支部

第 1 部	月、水、金
第 2 部	火、木、金

(3) 松江支部

月、水、金